



吹田市

文化財ニュース

No. 11

平成2年3月10日

〒564 吹田市泉町1丁目3番40号

吹田市教育委員会

TEL. (06)384-1231

平成元年度 埋蔵文化財発掘調査事業の成果

平成元年度の埋蔵文化財発掘調査事業は、主なものとして、吹田53号須恵器窯跡、垂水南遺跡、(仮称)吹田市立博物館建設予定地、垂水遺跡などで行われました。

垂水南遺跡では、平成元年5月から6月にかけて垂水町3丁目18で事務所・共同住宅建設工事に伴って発掘調査が実施され、平安時代水田畦畔、古墳時代の井戸・土坑等の遺構の他、古墳時代の遺物も多量に検出されました。今回検出された井戸は直径1m、深さ0.9mの円形の素掘りのもので、垂水南遺跡では2例目です。井戸の中からは小形丸底壺の完形品が出土し、井戸を埋める際に何らかのまつりが行われた可能性があります。

垂水遺跡では平成2年1月及び2月に、住宅建築工事に伴う事前調査として2件の発掘調査が行われ、弥生時代の溝、中世期の落ち込み・畦畔などの遺構と弥生土器、中世土器等の遺物が検出されました。弥生時代の溝は部分的な確認がなされただけで、丘陵下の平坦地の調査で初めての遺構の検出です。これは垂水遺跡の弥生時代集落が丘陵上のみならず、丘陵下にも展開していた可能性を示す貴重な資料といえましょう。



▲垂水南遺跡 調査区全景



▲垂水南遺跡 古墳時代井戸

吹田53号須恵器窯跡の発掘調査

吹田53号須恵器窯跡(以下ST-53とする)は、吹田市原町3丁目にあります。

地理的にみると北側を北摂山地によって画され、大阪平野北部へと伸びる千里丘陵の南東縁辺部にあたります。千里丘陵は洪積丘陵で軟質な粘土や砂・礫でできており、古代から焼き物を作るには最適の場所でした。吹田市内では、現在知られているだけでも古墳時代中期から後期(5世紀～7世紀)の須恵器窯が55か所、奈良時代、聖武天皇による難波宮整備に使用された瓦を焼いた七尾瓦窯跡(岸部北5丁目)、及び平安宮造営の際に使用された瓦を焼いた吉志部瓦窯跡(岸部北4丁目)などがあり、千里丘陵が窯業地帯として長く利用されてきたことがわかります。

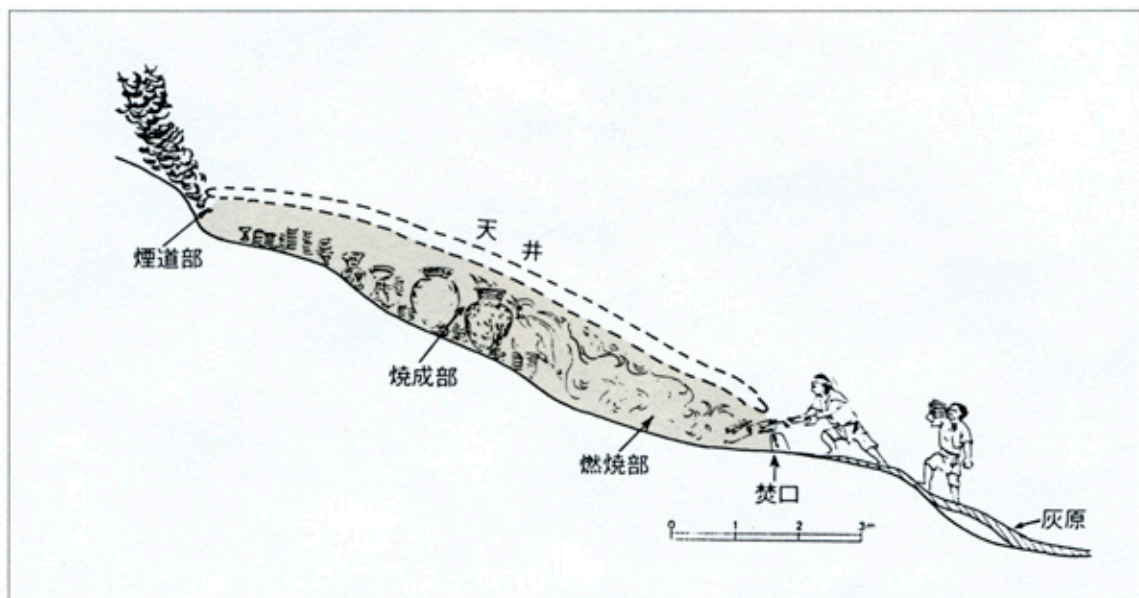
さて、ST-53は千里丘陵上に展開する千里

古窯跡群の中の1基であり、平成元年3月、個人住宅増築工事によって発見されました。そこで吹田市教育委員会では土地所有者の協力を得て、平成元年4月24日より5月2日にかけて発掘調査を実施しました。まず、発掘調査の成果を述べる前に須恵器窯について簡単に説明しておきます。

須恵器窯は一般に丘陵の斜面を掘って作った登窯と呼ばれる形態をとっています。一番低い焚き口の部分から燃料を入れて燃やし、上方の部分に土器を並べて焼き、一番上部の穴から煙を出す仕組みになっています。燃料を燃やす部分を燃焼部、高熱で土器が焼かれる部分を焼成部、煙が出ていく部分を煙出しと呼んでいます。天井の大部分は粘土でドーム状に覆いを架けていますが、窯が使われなくなって埋没する過程



▲吹田53号須恵器窯跡位置図 (1:5000)



▲須恵器窯跡復元図 (吹田2号窯跡)



▲窯体検出状況

で崩壊することが多く、発掘調査をすると窯の中から天井の破片がたくさん出てきます。床の部分は火の通りを良くし温度を上げるため、20度前後の傾斜がついているので、丸底の土器を焼く時は転倒しないように焼き台を使っています。

窯の大きさは須恵器の最大生産地である大阪府南部の陶邑古窯跡群の6世紀頃の窯で平均して幅2m、長さ11mあります。吹田市内の検出例では焼成部の上端が欠けていますが、紫金山公園内に移築復元されている34号須恵器窯で幅1.44~1.84m、現存長10.85mを測ります。

窯の内部は非常に高温となるので、壁も天井も床も焼けたされます。何度か須恵器を焼くと剥落する部分が出てくるので、そのたびに粘土で補修し数回にわたって使用されています。そして窯自体が補修をしても使用に耐えない程傷んだり、窯の周辺に燃料にする薪がなくなった時などにこの窯を廃



▲窯壁及び遺物出土状態



▲窯壁細部



▲遺物出土状態

棄して別の場所へ新たに窯を作ることになります。千里古窯跡群の中では古墳時代中期の段階では主として千里丘陵の北西部にあたる豊中市域で須恵器が盛んに作られています。古墳時代中期末から後期になると千里丘陵の南東部の吹田市域に生産の中心が移ってきたと考えられています。吹田市域の須恵器窯群の中でも、数基ずつ同時に使用されながら丘陵縁辺から奥部へと生産の拠点を移しています。

今回調査したST-53も一般的な登窯で、燃焼部と焼成部の一部が残っていました。窯は北西方向に焚き口を持ち、現存幅1.4m、現存長1.7mを測ります。天井部分は落下していましたが、壁の一部が残っており、ドーム状を成していたことがわかります。壁は強い火と熱によって固く焼き締められ、土中の鉱物が溶けてガラス質になっています。

床の断面を観察したところ、4層の灰の層があり、この窯は少なくとも4回以上須恵器を焼いていたことがわか



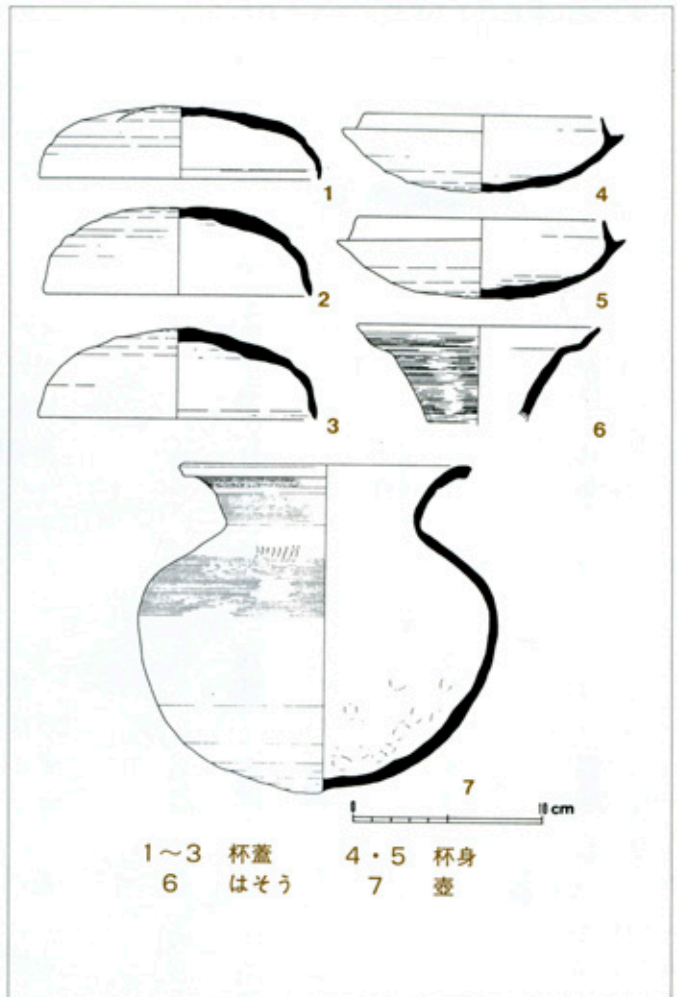
▲壺出土状態

りました。床面を補修する際に、壁にも補強のために粘土を使って貼り壁をしていたことも判明しました。

窯の中には杯や甕が残されており、特に甕については杯を焼き台に使っていたことが確認されました。また杯については、蓋と身を1セットに組んで焼いたことがわかりました。

出土した杯や甕の形態の特徴からST-53で生産がなされたのは古墳時代後期(6世紀中葉頃)と考えられ、千里古窯跡群吹田地区の須恵器生産が最盛期に向かう時期にあたります。ST-53周辺は早くから田畠に開墾され、さらに宅地化されたために、これまで須恵器窯の存在を確認することができませんでした。しかし今回の発見により、周辺にまだいくつかの須恵器窯跡があったことが十分考えられます。

今回の調査は、わずか3.6㎡の調査面積で短期間の調査ではありましたが、須恵器生産の実態を知る上で貴重な成果を挙げることができました。最後に、土地所有者中田共栄氏には調査期間中多大なご協力をいただきました。厚くお礼申し上げます。



▲出土須恵器実測図

一通の古文書から

——玉林寺蔵細川高国禁制——

現在吹田市内には、数多くの貴重な古文書が残されており、それらは吹田の歴史を考えていく上で基本的な史料となっていることは、いうまでもありません。そこで今回、一通の古文書を読むことから、それを出した人物像と社会背景、吹田の歴史をどのように読みとっていくかを試みていきたいと思ひます。

出口町10-2に所在する玉林寺には、いくつかの中世文書が伝えられています。その内、ここで紹介するものは、室町時代後期、細川高国(1484~1531)という人が出した禁制です(写真)。禁制とは文字通り禁止の条項を箇条書に掲げ、最後に違反者に対する処罰文言を入れ結ぶという文書のことです。禁制が出されるのは、広く

一般庶民に禁令を告知する場合と特定の寺社・市・町などの請求によってその場を保護する目的で出される場合とがあります。

玉林寺(中世には玉林院)宛の禁制は後者の場合で、享禄4年(1531)という戦乱の最中、玉林寺を軍勢の乱入や竹木・矢銭・兵糧米等の徴発から守るため出されたものです。読みは以下ようになります。

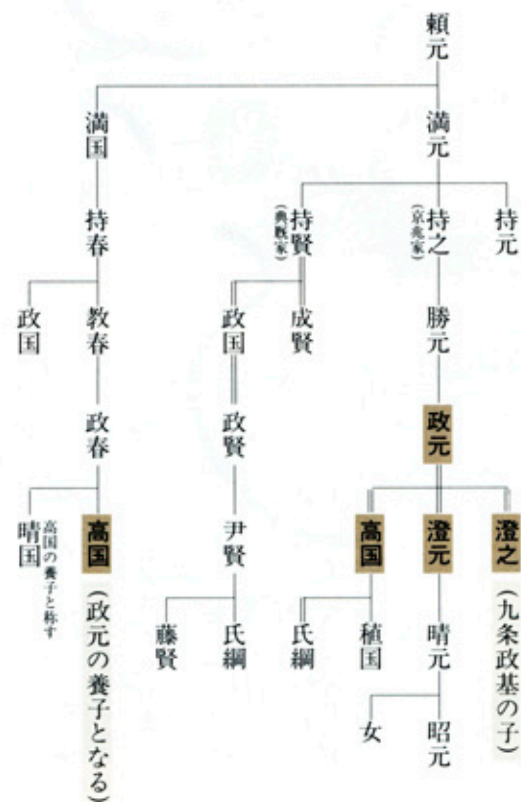
禁制 摂津国吹田玉林院
 一軍勢甲乙人等乱妨狼藉事
 一伐採山林竹木事付寄宿事
 一相懸矢銭兵糧米同諸役事
 右条々堅令停止之訖、若有違犯輩者
 速可処嚴科者也、仍下知如件
 享禄四年正月十三日
 沙弥(花押)

この文書を出した人物は、左下にすえられた花押から時の天下を二分し戦った細川高国であることがわかります。

次にこの文書が出された背景を探っていきますが、そのためには、少し時代を遡って明応年間の大きな政変から説明しなければなりません。明応2年(1493)、細川家の惣領政元は、10代將軍足利義植(義材)を廃し、堀越公方足利政知の子(11代將軍義澄)を擁立するというクーデターを起こし、幕府の実権を握ることに成功しました。細川氏の惣領が代々右京大夫となることから、その唐名(右京兆)をとり、これを後に「京兆専制体制」と呼びます。

強力な軍事力を背景に登場した政元ですが、政権掌握後、政務を顧みず修験道に凝るなど無軌道ぶりが目立ちました。また男色を好んだことから子がおらず、前関白九条政基の子聰明丸(後の澄之)を猶子とする一方、これとは別に同族の阿波守護家から澄元をも猶子としました。二人の後継者を立てるといふ状況は必然的に家臣間に両派に別れての派閥抗争を招いてしまい、細川家は真二つに分かれてしまいました。抗争は激しさを加え、澄之が義父政元を暗殺し、さ

細川氏系図



らに澄元派が反撃に出、澄之を殺すという状況になり、人心は細川惣領家からますます離れていくことになりました。

ここで登場するのが細川高国なのです。彼は細川庶子家の生まれながら、前將軍足利義植、大内義興と結び、澄元方と対峙することになりました。大永元年(1521)吹田・三宅氏・澄元方半人がむすび吹田城に籠り、反高国の旗をあげたものの、高国方の攻撃は激しく吹田城は陥落してしまいました。しかし翌年細川晴元(澄元の子)方が堺に上陸すると情勢は大きく変わり、今度は高国が京都から追い落されることになってしまいました。

高国は伊賀から播磨へと転々としながらも、復権の機を伺い、備前の国人浦上村宗と結び、再度尼崎から大坂を舞台に戦うことになりました。享禄3年(1530)高国方は富松城・大物城(尼崎市)を陥し、さらに翌年2月3日には、伊丹城・池田城を陥しました。従来このことをもって猪名川以西が高国の占領地となつていますが、既に享禄4年1月に玉林寺へ高国の禁制が出されているのです。この事実から、高国方は逸早く吹田の中心部へも勢力を及ぼし禁制を出しその威を示していたことがわかるのです。しかし高国方の奮戦もむなしく、四天王寺付近

の戦いで惨敗し、浦上氏の内紛も重なり、高国方の軍兵は、8千余の死者を出し、堺での首実検は五百余といわれています。高国は尼崎に逃れ、町家の紺屋の裏の中に潜んでいたのを引き出され、自害を命ぜられたと伝えられています。この一連の戦いを世に「大物崩れ」と呼んでいます。

以上みてきたように、玉林寺宛の禁制は細川高国が没するわずか5カ月前に出されたものでこの禁制が吹田の地に出されていることにより彼の勢力が享禄元年1月段階で猪名川を越え吹田市域に及んでいたことがわかるのです。また玉林寺は、開山守勤和尚が細川満国(高国より4代前の祖)の帰依を受けていたと伝えることから、高国とは縁が深く、当時の住持は、こうしたつてを頼り戦乱のなか吹田市域へ進んできた高国方陣営へ使を出しこの禁制を得たものといえます。おそらく玉林寺は同年の戦火にかかることなく、こうした文書を今に伝えることができたといえるでしょう。

このようにして、一通の古文書は雄弁に当時の様相を物語ってくれるのであり、古文書を解読していくのは単に字づらを追うのではなく、その文書の存在がもつ意味をも読みとっていかねばならないのです。



寄 贈 民 具

(平成元年2月16日より平成2年2月20日現在)

寄贈年月日	寄贈者(敬称略)	寄 贈 品 名	(数量)
元. 3. 1 元. 3. 14	岸 田 秀 夫	備中鍬、金鍬、オワリ鍬、鋤、耨さがし カキなどの農具、うなぎがま、のこぎり、杵 他	18点
元. 3. 1 元. 7. 16 元. 12. 25	辻 本 誠 一	のこぎり鎌、土切り鍬、唐箕、俵じょうご 皿籠などの農具、五升鍋、注連縄、わら草履 他	35点
元. 3. 10 元. 3. 14	寺 西 聖 不二臣	張り板、みそ桶、石臼、長持ち、荷車 他	11点
元. 3. 14	田 中 太 郎	千歯扱き、斗棒、斗拵 他	6点
元. 3. 14 元. 9. 1 元. 9. 19	西 野 安 蔵	田植え縄、備中鍬、カナゴキなど農具、牛の鞍、はね木 樋、ぼつちよ笠、枕、膳、米櫃 他	72点
元. 3. 23	村 田 徳 造	唐箕、備中鍬、ふるい、カラサなどの農具、フゴ あかとり、井戸さらい道具、つなぬき、ござ箕 他	56点
元. 3. 25	田 中 文 三 郎	麴蓋、酒袋、三尺櫛、半切り、ささら、泡消し、のみ 暖気樽など酒造用具	37点
元. 5. 9	武 内 茂 子	たたき棒、焼印	3点
元. 6. 12	上 田 文 子	横槌	1点
元. 7. 26	木 村 利 蔵	ちぎ、ぞうり、釜、じりん、つちのこ、かまど、蒸籠 他	22点
元. 8. 12	奥 井 正 樹	重箱、会席膳、祝い袋、火鉢、煙草盆、長持ち、たんす 大黒帽子、箱枕 他	78点
元. 10. 18	西 庄 太 郎	俵	2点
元. 11. 8	辻 本 亀 代 次	餅切り包丁、片口、かすりばんじょ、焙烙、蒸籠、拵 祝い膳、煙草盆、丸行灯、雛人形 他	60点
元. 11. 14	岡 本 文 子	着物しほり用具	1点
元. 12. 25	西 野 千 蔵	わら草履、注連縄 他	8点
2. 1. 6	松 田 昌 幸	ハングルマ、バーチカル、鋤	3点

御協力ありがとうございました。